

株式会社フューチャーデザイン日本語学校  
住所：〒762-0007 香川県坂出市室町三丁目5番35号  
電話：0877(44)2232 FAX：0877(85)8226

## 出入国管理及び難民認定法第十九条・同施行規則第十九条第5号に基づく 2026年度・本校の長期休暇期間について

令和8年2月10日

本校では、日本語教育機関規則（フューチャーデザイン日本語学校）に基づき、以下のとおり2026年度の長期休暇期間を設定しています。

この期間中、在留資格「留学」をもつ外国人留学生は、出入国在留管理庁の定めにより、1日につき8時間以内の資格外活動（アルバイト）が可能となります。

### 【2026年度 長期休暇期間】

#### <春季休暇>

- ・在校生:2026年3月14日（土）～2026年3月31日（火）
- ・2026年3月卒業予定者:2026年3月6日（金）～2026年3月31日（火）

#### <夏季休暇>

- ・2026年8月1日（土）～2026年8月24日（月）

#### <冬季休暇>

- ・2026年12月26日（土）～2027年1月4日（月）

※上記の夏季休暇および冬季休暇は全学生対象とします。

※前年度の冬季休暇は2025年12月27日～2026年1月4日となります。

※上記は本校の年間スケジュールに基づく日程です。

※資格外活動の詳細については、下記「参考法令」をご確認ください。

### 【参考法令】

#### 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）【抄】

##### (活動の範囲)

##### 第十九条（略）

- 2 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3～4（略）

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）【抄】

（資格外活動の許可）

第十九条（略）

2～4（略）

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二～三（略）

【本件についての問い合わせ先】

株式会社フューチャーデザイン日本語学校・事務局

住所：〒762-0007 香川県坂出市室町三丁目5番35号

電話：0877(44)2232 メール：info@fd-js.jp

以上

(株)フューチャーデザイン日本語学校

設置者 竹原 敬二 

校長 宇佐美 誠道 